

鹿屋市分別収集計画

(第9期)

令和元年7月

鹿屋市分別収集計画

1 計画策定の意義

快適でうるおいのある生活環境の創造のためには、大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられた社会経済・ライフスタイルを見直し、循環型社会を形成していく必要がある。そのためには、社会を構成する主体がそれぞれの立場でその役割を認識し、履行していくことが重要である。

本計画はこのような状況の中、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（以下「法」という）第8条に基づいて、一般廃棄物の大宗を占める容器包装廃棄物を分別収集し、及び地域における容器包装廃棄物の4R（リデュース、リユース、リサイクル、リフューズ）を推進し、市民・事業者・行政それぞれの役割や具体的な推進方策を明らかにし、すべての関係者が一体となって取り組むべき方針を示したものである。

本計画の推進により、廃棄物の減量や資源の有効利用が図られ、循環型社会の形成が図られるものである。

2 基本的方向

本計画を実施するに当たっての基本的方向を以下に示す。

- ① 市民、事業者、行政が一体となり、ソフト・ハード全般にわたって取り組むことにより、環境への負荷に配慮した快適な地域社会の実現を目指す。
- ② 市民総参加によるごみ減量化とリサイクル運動を積極的に推進する。
- ③ 環境の保全と資源有効利用のもっとも大事な活動として、4R運動を推進する。

3 計画期間

本計画の計画期間は、令和2年4月を始期とする5年間とし、令和4年度に見直す。

4 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、紙製容器包装、ペットボトル、プラスチック製容器包装を対象とする。

5 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み

（法第8条第2項第1号）

	令和2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
容器包装廃棄物	6,694 t	6,627 t	6,560 t	6,495 t	6,430 t

6 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項

(法第8条第2項第2号)

容器包装廃棄物の排出の抑制の促進を図るため、以下の方策を実施する。

なお、実施に当たっては、効果的な排出の抑制が達成できるように、市民・事業者・行政の3者が一体となって、相互に連携を取りながら進めていく。

環境の保全と資源有効利用のもっとも大事な活動として、4R運動を推進する。

○4R運動の推進

1	減らす：リデュース (Reduce) ごみになるようなものは買わない ごみを減らすという姿勢	<ul style="list-style-type: none"> ・詰め替え商品を利用しましょう。 ・生鮮食料品などは余らないように適量を購入するなど、買い物は必要なだけ購入しましょう。 ・使い捨てオムツを見直しましょう。 ・衝動買いはやめましょう。
2	再利用する：リユース (Reuse) 物を繰り返し使う 繰り返し使える物を購入する	<ul style="list-style-type: none"> ・ペットボトルや紙パックより、リターナブルびんなど再利用できるものを選択しましょう。 ・故障した物は修理・修繕して再利用しましょう。 ・不要品は、フリーマーケットやバザーを活用しましょう。 ・衣類は、着回しやリフォームをしましょう。 ・裏の白いチラシは、メモ用紙として使いましょう。
3	再資源化する：リサイクル (Recycle) 自分で堆肥化、飼料化する リサイクル活動への協力	<ul style="list-style-type: none"> ・生ごみや刈草は、コンポスト容器などを利用し、家庭菜園や花壇、樹木等の堆肥として利用するようにしましょう。 ・市が資源物として収集している牛乳パックや空き缶、空きびん、古紙などは、分別を徹底し、資源の有効利用に努めましょう。 ・商店や市民グループが行う資源物回収には、積極的に協力しましょう。 ・地域のリサイクル活動に参加しましょう。
4	断る：リフューズ (Refuse) 不要なものは断り、購入したり持ち込んだりしない	<ul style="list-style-type: none"> ・使い捨て商品を減らし、リサイクルしやすい製品やエコマーク商品、再生品を購入しましょう。 ・長期間使用できる商品の購入に努めるとともに物は大切に使いましょう。 ・買い物に出かけるときは、買い物袋を持参し、包装材などは貰わないようにしましょう。 ・本や商品などを購入する場合は、過剰包装は断り、簡易包装に協力しましょう。 ・量り売りやばら売りのものを購入しましょう。

7 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分 (法第8条第2項第3号)

廃棄物処理施設の整備状況及び再商品化計画等を総合的に勘案し、分別収集をする容器包装廃棄物の種類を下表左欄のように定める。

また、市民の協力度、本市が有する収集機材、選別施設等を勘案し、収集に係る分別の区分は下表右欄のとおりとする。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
主としてスチール製の容器 主としてアルミ製の容器		缶
主として ガラス製の容器	無色のガラス製容器 茶色のガラス製容器 その他のガラス製容器	ガラスびん
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。）		飲料用紙パック
主として段ボール製の容器		段ボール
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの		飲料用紙パック、段ボール以外の紙製容器包装
主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料、しょうゆ等を充てんするためのもの		ペットボトル
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの		ペットボトル以外のプラスチック製容器包装

8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

(第8条第2項第4号)

	令和2年度		3年度		4年度		5年度		6年度	
主としてスチール製の容器	78		78		77		76		75	
主としてアルミ製の容器	118		116		115		114		113	
無色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	134		132		131		130		128	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	134	0	132	0	131	0	130	0	128	0
茶色のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	248		246		243		241		238	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	248	0	246	0	243	0	241	0	238	0
その他のガラス製容器	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	23		23		22		22		22	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	23	0	23	0	22	0	22	0	22	0
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	5		5		5		5		5	
主として段ボール製の容器	234		232		229		227		225	
主として紙製の容器であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	46		46		45		45		44	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0	46	0	46	0	45	0	45	0	44
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	239		236		234		231		229	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0	239	0	236	0	234	0	231	0	229
主としてプラスチック製の容器包装であって上記以外のもの	(合計)		(合計)		(合計)		(合計)		(合計)	
	408		404		400		396		392	
	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)	(引渡数量)	(独自処理数量)
	0	408	0	404	0	400	0	396	0	392

9 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算出方法

特定分別基準適合物等の量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

$$= \text{直近年度の分別基準適合物等の収集実績} \times \text{人口変動率}$$

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
101,372人 (対前年度比)	100,865人 (対前年度比)	100,360人 (対前年度比)	99,859人 (対前年度比)	99,359人 (対前年度比)
99.5%	99.5%	99.5%	99.5%	99.5%

10 分別収集を実施する者に関する基本的な事項 (法第8条第2項第5号)

本市では、缶・びん・段ボール・飲料用紙製容器・紙製容器包装・ペットボトルを資源物として分別・収集を実施している。

今後、容器包装廃棄物の分別収集の実施に当たり、現行の収集体制の充実を図りながら対応していく。収集・運搬の段階、選別・保管等の段階の実施者について、下表に示す。

分別包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬段階	選別・保管等段階
金属	スチール製容器	缶 類	委託業者による定期収集	民間業者
	アルミ製容器			
ガラス	無色のガラス製容器	びん 類	委託業者による定期収集	民間業者 市
	茶色のガラス製容器			
	その他のガラス製容器			
紙類	飲料用紙製容器	紙パック	委託業者による定期収集	民間業者
	段ボール	段ボール	委託業者による定期収集	民間業者
	紙製容器包装	紙箱・包装紙等	委託業者による定期収集	民間業者
プラスチック	ペットボトル	ペットボトル	委託業者による定期収集	民間業者
	その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	委託業者による定期収集	一部事務組合

11 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項 (法第8条第2項第6号)

びん類(無色・茶色・その他)の中間処理は、民間業者で行う。

缶(スチール・アルミ)、段ボール、飲料用紙製容器、紙製容器包装、びん類、ペットボトルは、数量確認後、引き取り業者へ引き渡す。

分別収集の用に供する施設計画

分別収集する容器 包装廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
スチール製容器	缶 類	袋	パッカー車 4 t	収集後計量し、 業者引取り
アルミ製容器				
無色のガラス製容器	びん 類	袋	平ボディ車 2 t	民間業者 生きびんは、業 者引取り
茶色のガラス製容器				
その他のガラス製容器				
飲料用紙製容器	紙パック	十文字にしぼる	平ボディ車 2 t	収集後計量し、 業者引取り
段 ボ ー ル	段ボール	十文字にしぼる	平ボディ車 2 t	収集後計量し、 業者引取り
紙 製 容 器 包 装	紙箱・包装紙等	十文字にしぼる	平ボディ車 2 t	収集後計量し、 業者引取り
ペ ッ ト ボ ト ル	ペットボトル	袋	平ボディ車 2 t	収集後計量し、 業者引取り
その他のプラスチック製容器包装	プラスチック製容器包装	袋	パッカー車 4 t	一部事務組合

12 その他容器包装廃棄物の分別収集の実施に関し重要な事項

- ① 事業者が行う容器包装の自主的な回収と資源化を促進するため、協力して啓発を行う。
- ② 分別収集の推進のための広報・普及活動を行う。
- ③ 資源物回収日数の検討を行う。